

23生産第6313号  
23林政経第392号  
平成24年3月30日

日本特用林産振興会会長殿  
全国農業協同組合連合会代表理事会長殿  
日本椎茸農業協同組合連合会会長理事殿  
全国森林組合連合会代表理事会長殿  
全国食用きのこ種菌協会会長殿  
財団法人日本きのこセンター理事長殿  
財団法人日本きのこ研究所理事長殿  
日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長殿  
社団法人全国木材組合連合会会長殿  
全国木材チップ工業連合会会長殿  
全国素材生産業協同組合連合会会長殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長  
林野庁林政部経営課長  
林野庁林政部木材産業課長

「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」の一部改正について

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係る新たな基準値を踏まえ、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）が改正され、平成24年4月1日から適用されることとなっています。これに伴い、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしました。

つきましては、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この改正は平成24年4月1日から施行することとします。